

平成 29 年度における行政機関及び独立行政法人等の個人情報保護法の施行の状況について（概要）

平成 17 年 4 月に施行された行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 58 号）及び独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 59 号）において、総務省は、毎年度、それぞれの法の施行状況について取りまとめ、その概要を公表することとされています。

平成 29 年度におけるそれぞれの法の施行状況の概要は、以下のとおりです。

《調査対象》

○ 対象機関

- ・ 国の行政機関（46 機関）
- ・ 独立行政法人等（192 法人）

○ 対象期間

平成29年 4 月 1 日から30年 3 月31日までの状況について、平成30年 3 月31日現在で調査

1 個人情報ファイルの状況

(1) 個人情報ファイルの保有状況

行政機関及び独立行政法人等が保有する個人情報ファイルについては、その存在及び概要を明らかにすることにより透明性の確保を図り、利用目的ごとの保有個人情報の適正な管理に資するとともに、本人が自己に関する個人情報の利用の実態をよりの確に認識することができるようにするため、識別される個人の数が 1,000 人以上のものにつき個人情報ファイル簿を作成・公表することとされている。

個人情報ファイル簿を作成している機関では、個人情報ファイル簿を事務所に備えて閲覧に供するとともに、インターネットを利用して公表している。

平成 30 年 3 月 31 日現在、個人情報ファイル簿に記載された個人情報ファイルの数は、次のとおり。

○ 個人情報ファイル数

(単位：ファイル)

年 度	行政機関	独立行政法人等
平成 29 年度	72, 175	12, 234
平成 28 年度	71, 476	12, 405

○ 個人情報ファイル数の機関・法人別内訳

(単位：ファイル)

行政機関	平成 29 年度	平成 28 年度	独立行政法人等	平成 29 年度	平成 28 年度
国税庁	66,097	65,262	国立病院機構	2,665	2,995
法務省	4,263	4,279	地域医療機能推進機構	1,709	1,644
厚生労働省	463	504	日本司法支援センター	983	961
財務省	244	261	九州大学	380	395
防衛省	219	183	筑波大学	363	310
その他	889	987	その他	6,134	6,100
計	72,175	71,476	計	12,234	12,405

(2) 個人情報ファイルの記録情報の利用目的以外の目的のための利用・提供の状況

利用目的以外の目的のために保有個人情報を利用・提供することは、個別の法令に基づく場合や、個人の権利利益を不当に損わない範囲で一定の要件を満たす場合に限り、認められている。

利用目的以外の目的のために利用・提供されたことのある個人情報ファイルの数は、次のとおり。

○ 利用目的以外の目的のために利用・提供した個人情報ファイル数

(単位：ファイル)

区分	年度	行政機関	独立行政法人等
個別の法令に基づく場合(注1)	平成 29 年度	2,689	300
	平成 28 年度	2,627	447
法定の要件を満たす場合(注2)	平成 29 年度	226	263
	平成 28 年度	204	389

(注) 1. 「個別の法令に基づく場合」とは、例えば、国税徴収法(昭和34年法律第147号)第141条に基づき滞納処分のために行われる調査に協力するため、滞納者に係る保有個人情報を徴収職員に提供する場合などがある。

2. 「法定の要件を満たす場合」とは、個人の権利利益を不当に損なわない範囲で、①本人の同意を得て、又は本人からの依頼を受けて利用・提供する場合、②行政機関内部で利用する場合、③他の行政機関等への提供を行う場合、④本人の利益や社会公共の利益のために提供する場合である(行政機関法第8条第2項各号、独立行政法人等法第9条第2項各号)。例えば、社会公共の利益のために提供する例として、宮内庁が皇室の活動を広く紹介するため、勲章・褒章拝謁者名簿を報道機関に提供する場合などがある。

2 開示、訂正又は利用停止請求の状況

(1) 開示、訂正又は利用停止請求の件数

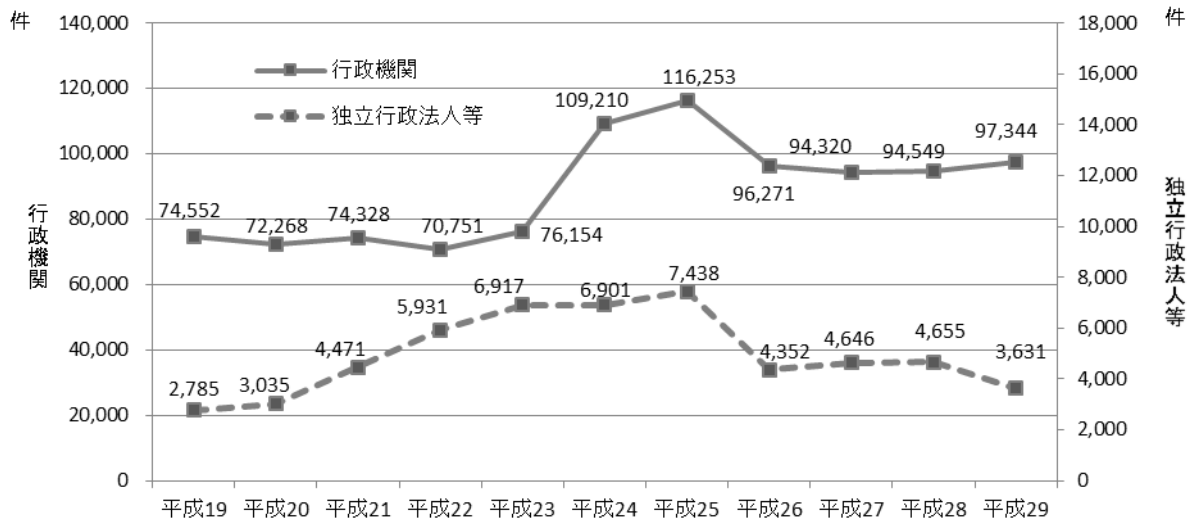
平成 29 年度に受け付けた開示、訂正又は利用停止請求の件数は、次のとおりであり、開示請求の件数についてみると、行政機関では 97,344 件、独立行政法人等では 3,631 件である。

○ 開示、訂正又は利用停止請求の件数

(単位：件)

区分	年度	行政機関	独立行政法人等
開示請求	平成 29 年度	97,344	3,631
	平成 28 年度	94,549	4,655
訂正請求	平成 29 年度	56	8
	平成 28 年度	46	4
利用停止請求	平成 29 年度	35	4
	平成 28 年度	12	3

○ 開示請求件数の推移



○ 開示請求件数の機関・法人別内訳

(単位：件)

行政機関	平成 29 年度	平成 28 年度
国税庁	56,541	58,464
法務省	29,067	25,348
厚生労働省	9,325	8,121
金融庁	1,095	1,183
外務省	286	263
その他	1,030	1,170
計	97,344	94,549

独立行政法人等	平成 29 年度	平成 28 年度
東京大学	715	606
東北大学	501	1,606
大学入試センター	328	350
航空大学校	277	246
東京医科歯科大学	222	243
その他	1,588	1,604
計	3,631	4,655

(2) 開示、訂正又は利用停止決定等の件数

平成 29 年度にされた開示、訂正又は利用停止決定等の件数は、次のとおりであり、開示請求に係る決定についてみると、行政機関では、決定が 97,634 件なされ、このうち、全部を開示する決定が 44,854 件 (45.9%)、一部を開示する決定が 50,212 件 (51.4%)、不開示の決定が 2,568 件 (2.6%) となっている。また、独立行政法人等では、決定が 3,567 件なされ、このうち、全部を開示する決定が 3,082 件 (86.4%)、一部を開示する決定が 405 件 (11.4%)、不開示の決定が 80 件 (2.2%) となっている。

○ 開示、訂正又は利用停止決定等の件数

(単位：件、%)

区分	年度	行政機関				独立行政法人等			
		計	開示、訂正又は利用停止決定 (全部)	開示、訂正又は利用停止決定 (一部)	不開示、不訂正又は不利用停止決定	計	開示、訂正又は利用停止決定 (全部)	開示、訂正又は利用停止決定 (一部)	不開示、不訂正又は不利用停止決定
開示請求	平成 29 年度	97,634 (100)	44,854 (45.9)	50,212 (51.4)	2,568 (2.6)	3,567 (100)	3,082 (86.4)	405 (11.4)	80 (2.2)
	平成 28 年度	94,205 (100)	36,700 (39.0)	55,436 (58.8)	2,069 (2.2)	4,638 (100)	4,076 (87.9)	474 (10.2)	88 (1.9)
訂正請求	平成 29 年度	51 (100)	4 (7.8)	5 (9.8)	42 (82.4)	6 (100)	0 (0)	0 (0)	6 (100)
	平成 28 年度	49 (100)	5 (10.2)	7 (14.3)	37 (75.5)	4 (100)	1 (25.0)	1 (25.0)	2 (50.0)
利用停止請求	平成 29 年度	35 (100)	0 (0)	0 (0)	35 (100)	4 (100)	0 (0)	0 (0)	4 (100)
	平成 28 年度	12 (100)	4 (33.3)	0 (0)	8 (66.7)	2 (100)	0 (0)	0 (0)	2 (100)

(3) 審査請求

開示、訂正又は利用停止決定等又は請求に係る不作為について不服がある者は、行政不服審査法（平成 26 年法律第 68 号）に基づき、行政機関の長、また、独立行政法人等に対し、審査請求をすることができる。

平成 29 年度にされた審査請求の件数は次のとおり。

○審査請求の件数

(単位：件)

区 分	年 度	行政機関	独立行政法人等
開示請求	平成 29 年度	180	65
	平成 28 年度	208	44
訂正請求	平成 29 年度	28	3
	平成 28 年度	40	2
利用停止請求	平成 29 年度	22	4
	平成 28 年度	12	0

(注) 審査請求には、改正前の行政不服審査法（昭和 37 年法律第 160 号）による異議申立てを含む。

(4) 訴訟

平成 29 年度に新たに地方裁判所に提起された開示、訂正又は利用停止決定等の取消し等を求める訴訟の件数は、次のとおり。

○ 訴訟の件数

(単位：件)

年 度	行政機関	独立行政法人等
平成 29 年度	6	1
平成 28 年度	2	1

3 安全確保措置の運用状況

(1) 個人情報の不適正管理事案の状況

ア 個人情報の不適正管理事案の発生形態

平成 29 年度に、個人情報の漏えい、滅失又は毀損が発生した又は発生のおそれがあると認められた事案（以下「個人情報の不適正管理事案」という。）の件数は、行政機関では 949 件、独立行政法人等では 1,385 件である。

これらの事案のうち、配送事故(配送を請け負った事業者による誤送付、紛失)が行政機関 389 件 (41.0%)、独立行政法人等 586 件 (42.3%) と多くを占めており、これを除いた事案は、行政機関では 560 件、独立行政法人等では 799 件である。発生形態別にみると、行政機関では紛失 203 件(36.3%)及び誤送付・誤送信 186 件(33.2%)が多く、独立行政法人等では誤送付・誤送信が 465 件(58.2%)と最も多くなっている。

○ 個人情報の不適正管理事案の件数（発生形態別）

(単位：件、%)

区分	年度	個人情報の不適正管理事案の件数													
		配送事故以外											配送事故		
		発生形態別											発生形態別		
		誤送付・誤送信	誤交付	誤廃棄	紛失	不正アクセス・不正プログラム関係	インターネット上への流出を確認	インターネット上に誤って流出	盗難	その他	誤送付・誤送信	紛失			
行政機関	平成 29 年度	949 [100]	560 [59.0] (100)	186 (33.2)	82 (14.6)	40 (7.1)	203 (36.3)	2 (0.4)	1 (0.2)	4 (0.7)	4 (0.7)	39 (7.0)	389 [41.0] (100)	375 (96.4)	14 (3.6)
	平成 28 年度	1,071 [100]	658 [61.4] (100)	247 (37.5)	87 (13.2)	43 (6.5)	222 (33.7)	0 (0)		9 (1.3)	14 (2.1)	36 (5.5)	413 [38.6] (100)	396 (59.0)	17 (23.0)
独立行政法人等	平成 29 年度	1,385 [100]	799 [57.7] (100)	465 (58.2)	137 (17.1)	33 (4.1)	102 (12.8)	6 (0.8)	0 (0)	14 (1.8)	4 (0.5)	38 (4.8)	586 [42.3] (100)	178 (30.4)	408 (69.6)
	平成 28 年度	1,308 [100]	715 [54.7] (100)	421 (58.9)	108 (15.1)	8 (1.1)	104 (14.5)	18 (2.5)		23 (3.2)	10 (0.8)	35 (4.9)	593 [45.3] (100)	165 (27.8)	428 (72.2)

(注) 平成 28 年度調査では「不正アクセス・不正プログラム関係」の内数として「インターネット上への流出を確認」の件数を取っていない。

○ 個人情報の不適正管理事案の件数の機関・法人別内訳（配送事故以外）

（単位：件）

行政機関	平成29年度	平成28年度
厚生労働省	246	319
国税庁	85	115
法務省	70	63
その他	159	159
計	560	656

独立行政法人等	平成29年度	平成28年度
国立病院機構	213	123
日本年金機構	203	190
住宅金融支援機構	65	61
その他	318	341
計	799	715

イ 個人情報の不適正管理事案の規模

個人情報の不適正管理事案に係る個人情報に含まれる本人（個人情報によって識別される特定の個人）の数は、5人以下のものが、行政機関では832件（87.7%）、独立行政法人等では1,255件（90.6%）となっている。

○ 個人情報の不適正管理事案に係る個人情報に含まれる本人の数別内訳

（単位：件、%）

区分	年度	個人情報の不適正管理事案の件数（再掲）					
		本人の数					
		1人～5人	6人～50人	51人～100人	101人～1,000人	1,001人～	
行政機関	平成29年度	949 (100)	832 (87.7)	74 (7.8)	13 (1.4)	18 (1.9)	8 (0.8)
	平成28年度	1,071 (100)	916 (85.5)	93 (8.7)	21 (2.0)	33 (3.1)	8 (0.7)
独立行政法人等	平成29年度	1,385 (100)	1,255 (90.6)	73 (5.3)	17 (1.2)	28 (2.0)	10 (0.7)
	平成28年度	1,308 (100)	1,158 (88.5)	82 (6.3)	22 (1.7)	32 (2.4)	14 (1.1)

（注）一部の事案について、本人の数の特定が不能なことから、「本人の数」に係る合計件数と「個人情報の不適正管理事案の件数」は一致しない。

ウ 個人情報の不適正管理事案に対する損害賠償請求訴訟

平成29年度においては、個人情報の不適正管理事案に対する損害賠償（国家賠償）請求訴訟が、1件提訴されている（法務省）。

(2) 監査・点検の状況

総務省では、各機関における個人情報の適切な管理を図るため、「個人情報の適切な管理のための措置に関する指針」（以下「指針」という。）を策定し、各機関では、指針を参考に、個人情報の適切な管理のための規程（個人情報保護管理規程）を定め、監査・点検等、個人情報の適切な管理のための措置を行っている。

- ・ 行政機関の保有する個人情報の適切な管理のための措置に関する指針について
http://www.soumu.go.jp/main_content/000579982.pdf
- ・ 独立行政法人等の保有する個人情報の適切な管理のための措置に関する指針について
http://www.soumu.go.jp/main_content/000579983.pdf

ア 監査の状況

指針では、監査責任者（内部監査等を担当する部局の長等）は、保有個人情報の管理の状況について、定期に及び必要に応じ随時に監査を行うことを求めている。

平成29年度に監査を実施したのは、行政機関では46機関中44機関（95.7%）、独立行政法人等では192法人中187法人（97.4%）である。

これらの監査についてみると、行政機関では、措置を要する事項があると指摘されたものは16機関、措置を要する事項がないと指摘されたものは28機関であり、また、独立行政法人等では、措置を要する事項があると指摘されたものは70法人、措置を要する事項がないと指摘されたものは117法人である。

○ 監査における評価及び見直し事項への対応状況

（単位：機関、法人、%）

年 度	監査の実施機関数							
	要措置事項のある機関	全部措置済み	未措置事項がある場合			要措置事項なし		
			対応予定あり	対応予定なし	監査直後のため方針未定			
行政機関	平成29年度	44 (100)	16 (36.4)	11 (25.0)	5 (11.4)	0 (0)	0 (0)	28 (63.6)
	平成28年度	44 (100)	15 (34.1)	8 (18.2)	7 (15.9)	0 (0)	0 (0)	29 (65.9)
独立行政法人等	平成29年度	187 (100)	70 (37.4)	24 (12.8)	44 (23.5)	0 (0)	2 (1.1)	117 (62.6)
	平成28年度	185 (100)	67 (36.2)	24 (13.0)	40 (21.6)	0 (0)	3 (1.6)	118 (63.8)

イ 点検の状況

指針では、監査とともに、各機関の保護管理者（保有個人情報を取り扱う課室、地方支分部局等の長等）が、自ら管理責任を有する保有個人情報の取扱いの状況について、定期に及び必要に応じ随時に点検を行うことを求めており、平成29年度に点検を実施した保護管理者は、行政機関に置かれている25,745人のうち25,318人（98.3%）、独立行政法人等に置かれている12,201人のうち10,783人（88.4%）である。

(参考) 再委託に係る不適切な事案の発生とそれを踏まえた指針の改正

指針では、行政機関及び独立行政法人等が保有個人情報の取扱いに係る業務を外部に委託する場合には、当該各機関は、安全確保の措置として、個人情報に関する秘密保持等の義務、再委託に係る条件（再委託の制限又は事前承認等）に関する事項等を契約書に明記することとしている。

平成29年度に個人情報の取扱いに係る業務委託を受けた事業者が契約に反し再委託を行っていた事案があったことを踏まえ、総務省において、各機関が行った保有個人情報の取扱いに係る業務委託契約（平成29年度）につき、契約に反して再委託が行われていないか等について確認を求め、その結果を取りまとめたところ、総契約件数22,320件（行政機関8,901件、独立行政法人等13,419件）のうち契約に反して再委託が行われたものが68件（行政機関50件、独立行政法人等18件）把握された。

把握された無断再委託事案について個人情報の漏えい、滅失、毀損はなかったが、その結果を踏まえ、総務省は、各機関における個人情報の適切な管理を徹底するため、指針の改正（平成30年10月22日）を行った。

- ・ 行政機関・独立行政法人等における個人情報等の取扱いに関する委託契約の調査結果
http://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/01gyokan06_02000049.html